

戸建て・マンションを購入された方へ

購入した時にメモしておけば、確定申告の入力がスムーズにできるよ♪



住宅ローン控除は自宅から

～ 24 時間対応※！ 入力は簡単！

e-Tax なら早期に還付されます！～

※ 一部の期間を除きます

簡単申告！

準備するもの

- 給与所得の源泉徴収票（住宅に入居した年分のもの）
- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマートフォン

- ★住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ★住宅（及び土地）の登記事項証明書
- ★住宅（及び土地）の売買契約書や工事請負契約書
- ★交付を受けた補助金等の額を証する書類

※ ★印の書類は提出が必要ですが、e-Tax であればイメージデータ（PDF 形式）で送信が可能です。

【確定申告書の作成（入力）に向けた事前準備】

契約締結年月日

令和 年 月 日

住宅に居住を始めた年月日

住民票を異動した日を記入してください

令和 年 月 日

住宅に関する事項

取得対価の額（売買契約書などに記載されています）

円
消費税の記載がある場合、税込みの金額を記入してください。

消費税額及び地方消費税額の合計額（10%部分）
（売買契約書などに記載されています）

円

自己の専有部分の床面積（小数点第2位まで）
（登記事項証明書に記載されています）

. m²

※住宅が共有名義の場合のみ

自己の持分

（登記事項証明書に記載されています）

/

土地に関する事項

取得対価の額（売買契約書などに記載されています）

円

※住宅と土地の金額が分かれていない場合は、次の計算方法で算出してください。
住宅と土地の取得価額の合計額 - ((消費税等の金額 ÷ 0.1) + 消費税等の金額) = 土地等の取得対価の額

1 棟の土地の面積（小数点第2位まで）
（登記事項証明書に記載されています）

. m²

※マンションの場合のみ

1 棟の住宅の総床面積（小数点第2位まで）
（登記事項証明書に記載されています）

. m²

※土地が共有名義の場合のみ

自己の持分

（登記事項証明書に記載されています）

/

住宅や土地の取得に関する補助金等

（地方公共団体などから交付されるもの）

なし

あり（家屋 土地等 家屋及び土地等）

補助金等の額 円

年末残高等証明書

金融機関等から交付されたときに記入してください

①住宅借入金等の内訳

住宅のみ 土地等のみ 住宅及び土地等

②年末残高 円

③当初金額 円

申告書と計算明細書の作成・送信は国税庁ホームページで！

確定申告



申告書の作成・送信は **自宅**で **国税庁ホームページ**から！

STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー
【確定申告書等作成コーナー】

作成開始！

STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算！

スマホなら、**カメラ**で『給与所得の源泉徴収票』を読み取って**自動入力**！

給与所得がある方の例

STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ マイナンバーカードをお持ちの方

ID・パスワードをお持ちの方

マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ



さらに

マイナポータル連携なら……
各種控除証明書等のデータを
一括取得し、確定申告書の該当
項目に自動入力できます。

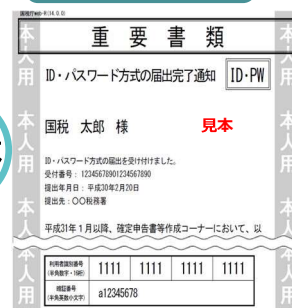
国税庁HP
「マイナポータル
連携特設ページ」
はこちら



※ パソコンの場合ICカードリーダーでも可

または

事前発行の
ID・パスワード



ID・パスワード方式
の届出を確認！
※申告書の控えと一緒に
保管されている場合
があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。